

<基本情報①(自治体情報)>

都道府県市名	茨城県		
高校入試 担当部署名	茨城県教育庁 高校教育課		
TEL	029-301-5245(管理担当)	FAX	029-301-5269
URL	https://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/index.html		

<基本情報②(担当した有志の会メンバー情報)>

調査担当者名	横田能洋 皆川素代香 (所属: 認定NPO法人 茨城NPOセンター・コモンズ)		
--------	--	--	--

<全国一覧掲載情報>

I 全日制高校について				II 定時制高校について			
A.外国人生徒		B.中国帰国生徒等		C.外国人生徒		D.中国帰国生徒等	
A2.措置	A3.枠	B2.措置	B3.枠	C2.措置	C3.枠	D2.措置	D3.枠
○	○	○	○	○	○	○	○
	②定員外		②定員外		②定員外		②定員外

調査した人から、関係者の皆さんへお知らせ

1.外国人生徒の高校入試などについて、近くで相談できる場所	認定NPO法人茨城NPOセンター・コモンズ www.commonsglobalcenter.org
2.多言語による関連情報	認定NPO法人茨城NPOセンター・コモンズ www.commonsglobalcenter.org
3.その他	

I 全日制高校について

		A.外国人生徒	B.中国帰国生徒等
1.2020年度中について、外国人生徒や中国帰国生徒等の在籍の有無		有	把握せず
2-1.2021年度の一般入試において、外国人生徒もしくは中国帰国生徒等が受けられる入試特別措置の有無		○	○
2-1が有(○印)の場合その名称		外国人生徒の特例入学者選抜	外国人生徒の特例入学者選抜※
2-2.滞日年数制限		入国後3年以内	入国後3年以内
2-3.措置の内容		科目減(国数英+面接)	科目減(国数英+面接)
3-1.2021年度の入試において、外国人生徒もしくは中国帰国生徒等を対象とした特別入学枠の有無		○	○
3-1が有(○印)の場合その名称		外国人生徒の特例入学者選抜	外国人生徒の特例入学者選抜※
3-2.滞日年数制限		入国後3年以内	入国後3年以内
3-3.入学枠のある学校数/全学校数		全ての県立高校/88校	全ての県立高校/88校
3-4.学校名		全ての県立高校	全ての県立高校
3-5.定員	①定員内(枠内)		
	②定員外(枠外)	一校につき全学科を合わせて2人以上 (上限は学校ごとに設定)	一校につき全学科を合わせて2人以上 (上限は学校ごとに設定)
3-6.特別枠の定員数は明確となっており、かつその数まで合格を認めているか (定員数内で不合格を出さない内規等があるか)		○	○
3-7.試験内容		科目減(国数英+面接)	科目減(国数英+面接)
備考		受検者数:21人, 合格者数:18人	※中国帰国生徒について、日本国籍の場合は「帰国子女枠入試」、中国国籍の場合は「外国人生徒の特例入学者選抜」を受検することができる。

Ⅱ 定時制高校について

		C.外国人生徒	D.中国帰国生徒等
1.2020年度中について、 外国人生徒や中国帰国生徒等の在籍の有無		有	把握せず
2-1.2021年度の一般入試において、 外国人生徒もしくは中国帰国生徒等が 受けられる入試特別措置の有無		○	○
2-1が有(○印)の場合その名称		外国人生徒の特例入学者選抜	外国人生徒の特例入学者選抜※
2-2.滞日年数制限		入国後3年以内	入国後3年以内
2-3.措置の内容		科目減(国数英+面接)	科目減(国数英+面接)
3-1.2021年度の入試において、外国人生徒もしくは 中国帰国生徒等を対象とした特別入学枠の有無		○	○
3-1が有(○印)の場合その名称		外国人生徒の特例入学者選抜	外国人生徒の特例入学者選抜※
3-2.滞日年数制限		入国後3年以内	入国後3年以内
3-3.入学枠のある学校数/全学校数		全ての県立高校/12	全ての県立高校/12
3-4.学校名		全ての県立高校	全ての県立高校
3-5.定員	①定員内(枠内)		
	②定員外(枠外)	一校につき全学科を合わせて2人以上 (上限は学校ごとに設定)	一校につき全学科を合わせて2人以上 (上限は学校ごとに設定)
3-6.特別枠の定員数は明確となっており、かつその 数まで合格を認めているか (定員数内で不合格を出さない内規等があるか)		○	○
3-7.試験内容		科目減(国数英+面接)	科目減(国数英+面接)
備考		受検者数:5人, 合格者数:4人	※中国帰国生徒について、日本国籍の場合は「帰国子女枠入試」、中国国籍の場合は「外国人生徒の特例入学者選抜」を受検することができる。

Ⅲ 高校入学後の状況

1.日本語指導が必要な生徒に対して、入学後の日本語や教科の支援(補習等)にかかわる当該自治体の施策の有無	無
2.有の場合、その施策の内容	
3.2020年度の入試について、直接来日後の外国籍の受験者(外国において、学校教育における9年の課程を修了した者)の有無	把握せず
4.2019年度中に、直接来日後による編入学者の有無	有(2人)

Ⅳ 日本国内にある外国人学校からの入学について

	↓記入欄	備考
1-1.各種学校の認可を得た外国人学校の中等部の卒業生について、一般の受験(受験)資格とは別に高校受験(受験)者資格を認めているか否か	×	中学校卒業認定試験に合格していれば、公立高等学校に受験可。
1-2. 1-1で認めている場合 ①外国人学校中等部の卒業生には、そのまま他の生徒と同様に高校入学者選抜の受験(受験)を認めている(外国人学校の指定その他の条件を付している場合はその条件を記載) ②学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認を、中卒認定試験・外国人特別入試等とは別途、高校入試に先立って行っている。 ③上記②を実施しておらず、外国人特別入試等を実施し、この合格をもって学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認としている。 ④その他(方法を備考欄に記入)		
2-1.各種学校ではないが、本国政府の認可を得た外国人学校の中等部の卒業生について、一般の受験(受験)資格とは別に高校受験(受験)者資格を認めているか否か	×	中学校卒業認定試験に合格していれば、公立高等学校に受験可。
2-2. 2-1で認めている場合 ①外国人学校中等部の卒業生には、そのまま他の生徒と同様に高校入学者選抜の受験(受験)を認めている(外国人学校の指定その他の条件を付している場合はその条件を記載) ②学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認を、中卒認定試験・外国人特別入試等とは別途、高校入試に先立って行っている。 ③上記②を実施しておらず、外国人特別入試等を実施し、この合格をもって学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認としている。 ④その他(方法を備考欄に記入)		
3.上記のⅠⅡ特別措置と入学枠での滞日年数制限について、日本国内にある外国人学校の在籍期間は、日本での在学期間を含むか否か		含む
4.外国人学校の中等部の卒業生について、2020年度入試において受験(受験)希望があったか	×	